

○警察職員の職務執行に伴う被害報償制の実施について(通達)

(昭和 37 年 5 月 29 日岡監第 117 号警察本部長例規)

(概要)

警察職員が職務執行に際して蒙った物的損害を報償し、もって勤務意欲の高揚を図るための要綱を定めたものである。

通達の内容は、

- 1 適用範囲
- 2 報償の方法
- 3 審査
- 4 手続

等である。